

第14号議案

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月22日

品川区長 濱野 健

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年品川区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条の6第1項、第2項」を「第26条の6第1項から第3項まで」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、およびその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（説明）配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定める必要がある。